

令和4年度

- “負”動産にしないために -

空き家の家財処分費用を 補助します！

(空き家バンク家財処分等補助金)

最大 10万円

全国的に“空き家”は増加の一途をたどり、本市にも約2、000軒の空き家があります。

「いつか住むかもしれない」「親から引き継いだ家を手放すのは・・・」と思って、誰も居住しない期間が長くなると、建物の損傷や倒壊だけでなく、庭木の繁茂、ゴミの不法投棄、悪臭、害虫の発生などに加え、火災の危険性など、衛生・治安あらゆる面で住環境の悪化につながります。本市では、市内の空き家の利活用を促進させるため、一定の要件を満たした場合、空き家に残っている家財の処分等に補助金を交付します。



■ 対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象です。

- 空き家を所有している方で、物件を空き家バンクに登録している方
- 空き家バンクに登録された物件を購入、または賃貸した方

(※)空き家バンクとは・・・

市のホームページや民間のサイトを利用して、空き家を売りたい人(又は貸したい人)と買いたい人(又は借りたい人)をつなげる制度です。

■ 対象経費

廃棄物の収集運搬業の許可を受けた市内業者が行う家財の処分・運搬に要する経費

(※)個人間で行う処分・運搬に要する経費は対象外です。

市内業者の
確認はこちら⇒



■ 補助率・上限額

対象経費の3分の2 (上限10万円)

■ 注意事項

- 補助金の申請は、同一の物件につき1回限りです。
- 空き家所有者と入居者が3親等以内の親族の場合は対象となりません。
- 補助金の申請前に行った家財の処分・運搬は対象となりません。必ず実施する前に申請してください。

■ お問い合わせ先

企画推進課 企画政策係 (市役所2階)

TEL 0996-73-1214(直通) メール kikaku@city.akune.kagoshima.jp

－ 手続きのながれ －



1. 市に事前相談する（申請者⇒市）

まずは市にご相談ください。必要な手続き・書類をご案内します。

2. 空き家バンクに登録申請する（申請者⇒市）

この補助金を活用するためには、事前に空き家バンクへの登録が必要です。
登録に当たっては、市と地元不動産業者により、対象となる空き家の外観・内観を確認します。
(※)物件の状態・周辺環境によっては、空き家バンクに登録できない場合があります。
この場合、補助金は活用できませんので、あらかじめご承知おきください。

3. 空き家バンクに登録する（市）

空き家バンクに登録が可能な場合、鹿児島県宅建協会に物件を取り扱う不動産業者の選定を依頼します。
不動産業者の選定後、市ホームページ・民間事業者のサイトに物件情報を掲載し、買いたい人・借りたい人を募集します。

4. 契約締結（申請者）

購入・賃貸借希望者と条件面で折り合った場合、選定された不動産業者の仲介の下で売買・賃貸借契約を締結します。

5. 家財処分費用の見積り（申請者⇒業者）

契約締結後、空き家の所有者または入居者において、廃棄物の収集運搬業の許可を受けた市内業者から、残置されている家財の処分に係る見積りを依頼してください。

6. 補助金の申請・交付決定（申請者⇒市⇒申請者）

業者から見積書を受領したら、補助金の申請書を提出してください。【第1号様式】
審査後、補助金の交付決定通知をお送りします。
なお、交付決定後に処分する家財を追加し、補助金の申請額を変更する場合は承認申請書を提出してください。【第3号様式】

7. 着手（申請者⇒業者）

交付決定通知が届いたら、業者と打合せして処分等を行ってください。

8. 完了報告・補助金の交付（申請者⇒市⇒申請者）

処分等が完了したら、必要資料を添えて完了報告書【第6号様式】を提出し、確定通知の交付を受けた後、交付請求書【第8号様式】を提出してください。
審査後、補助金を指定された口座にお振込みします。